

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

- ※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。
- ※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

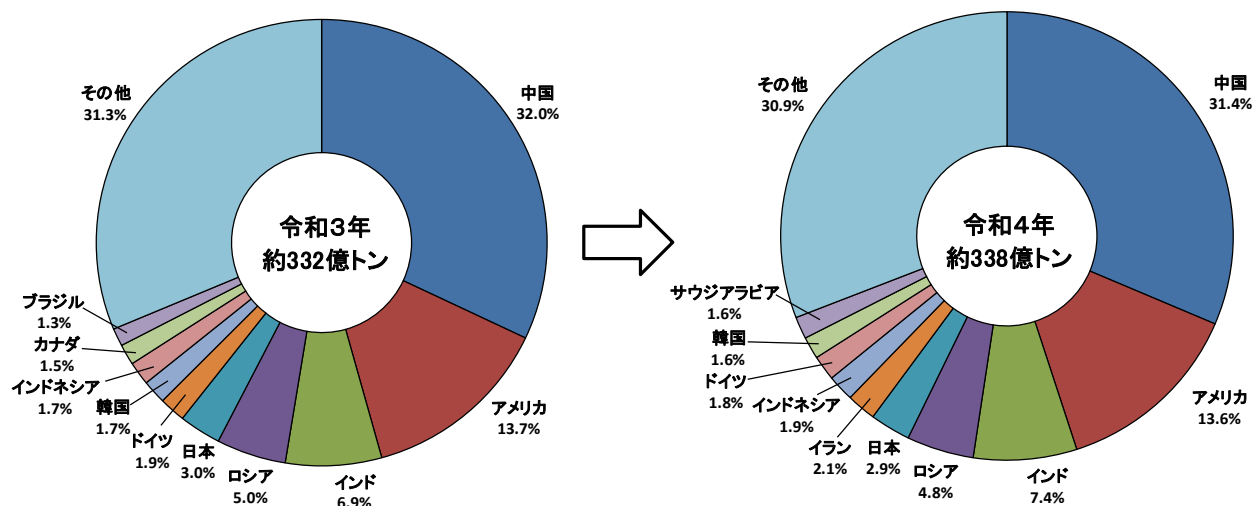
第1節 省エネルギー対策等の推進

1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和4年の二酸化炭素等温室効果ガス¹の排出量は、年間約338億トンで、令和3年と比較して、約6億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。



図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）

出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和3年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて19.4%減少、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が大きかった令和2年度に比べて6.1%増加しています。

令和3年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,467万トンで、県全体の74.9%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.5%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

1 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は515万トンで県全体の11.1%と2番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は389万トンで、県全体の8.4%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は214万トンで、県全体の4.6%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和3年度）

区 分	H25 基準年度		R3 実績※2,3		H25 からの削減率		県の削減目標 （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業※1	61,886	4,094	45,976	3,467	▲ 25.7	▲ 15.3	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	19,014	515	▲ 15.2	▲ 16.0	H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	14,730	389	▲ 29.0	▲ 32.8	H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	16,514	214	▲ 30.4	▲ 47.2	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,638	42	▲ 11.8	▲ 6.7	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	98,872	4,626	▲ 25.0	▲ 19.4	H25 比 27%削減

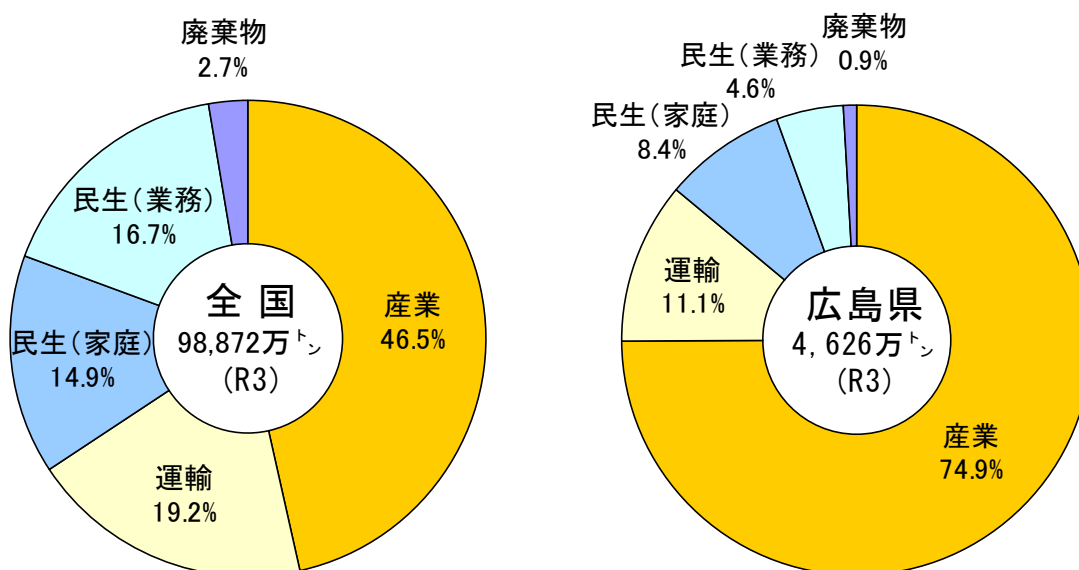
※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和3年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数（0.529kg-CO₂/kwh）を用いて算出している。

※3 令和3年度の国の二酸化炭素排出量は、国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」（R7.4月）から引用している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和3年度）



出典：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」

資料：県環境政策課

1 総合的・計画的な施策の推進

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO ₂	5,903 (H25)	4,825 (R3)	4,327 (R7)	4,852	100.6%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

（2）広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」を設置し、さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】推進会議等の開催を通じて、「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の推進や進捗管理等を実施。

2 産業・民生（業務）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（産業）	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,467 (R3)	3,100 (R7)	3,431	99.0%	概ね達成
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万 t-CO ₂	405 (H25)	214 (R3)	215 (R7)	278	123.0%	目標以上達成
環境政策課	電力使用量（民生（業務））	TJ	17,076 (H25)	10,174 (R3)	11,779 (R7)	13,545	124.9%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）」に基づき、県内の第1種²及び第2種エネルギー管理指定工場³に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画書提出事業所数	176	202	219	223	222	213	212	207
報告書公表数	173	191	216	210	216	213	212	206

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業

ア 制度周知等情報発信 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】省エネ設備導入等を促進するため、業界団体等と連携したセミナーを5回開催した。令和7年度は、企業との共催など、発信効果の高い案件に絞って実施する。

イ 補助金活用支援 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】企業等が行う省エネ設備改修における国補助金等の活用に向けた支援を行うため、相談会を9回開催した。令和7年度は、これまでの周知方法に加え、関係団体と連携した働きかけ等を行い、参加事業者の拡大を図る。

ウ 伴走型省エネ支援 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内企業34社に対し、CO2排出量の可視化を支援した。令和7年度は、「見える化」にとどまらず、対象をコスト削減効果が分かる省エネ診断や削減計画策定、補助金申請支援などに拡充し、各社のニーズや課題にオーダーメイド型の支援を行う。

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 [自動車・新産業課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】カーボンフットプリントの算定等をテーマにワークショップ及び実証活動を展開することにより、県内の先進事例として横展開できるモデルを創出した。令和7年度も引き続き、企業間連携支援による先進事例の創出に取り組むとともに、ポータルサイトの充実による情報の蓄積・共有や、地域独自の活性化方策の検討を通じて、企業が主体的にカーボンニュートラルに取り組むことができる仕組みの構築を図る。

(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進(P119)、太田川流域下水道事業(P120)、芦田川流域下水道事業(P120)

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000k1以上の工場・事業場

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場

(6) 水産業スマート化推進事業（海面漁業におけるデジタル技術の活用）

ア ICT漁獲技術の実証〔水産課〕

ICT漁獲技術導入によって生産性の向上を図るため、小型底びき網や小型定置網において操業の効率化に向けた手法を検討しています。

【令和6年度実績】

- ・底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証
- ・ドローンボート搭載の魚群探知機により、定置網に漁獲されている魚の量を遠隔的に把握する試験

【令和7年度内容】

- ・底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証

イ 技術習得支援〔水産課〕

デジタル技術を活用した漁獲技術習得の効率化を図るため、ICT漁獲技術により操業状況を見える化した操業研修に取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】ベテランの漁業者が漁業経験の浅い漁業者と操業場所や漁獲量を共有しながら指導する研修。

3 運輸部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万t-CO ₂	613 (H25)	515 (R3)	518 (R7)	550	106.4%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車 ⁴ 導入割合	%	17.8 (H30)	27.0 (R5)	31 (R7)	27.0	100%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化⁵計画」策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度〔環境保全課〕

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和6年度は79事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自動車使用合理化計画書 及び報告書提出事業者数	80	81	83	85	77	79

イ 駐車時のアイドリング・ストップ〔環境保全課〕

【令和6年度実績・令和7年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク＆ライド⁶を始めとした交通需要マネジメント⁷施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】パーク＆ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

イ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、栗柄広谷線外12路線の整備を推進。令和7年度は、栗柄広谷線外10路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市、東広島市及び呉市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁸や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 パーク＆ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を止め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

8 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

ウ 公共交通機関の利用促進 [公共交通政策課]**(ア) 広島県地域公共交通ビジョン推進事業**

県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランである「広島県地域公共交通ビジョン」の目指す姿の実現に向けて、ビジョン施策の基盤となるデータ整備や人材育成を進めるとともに、市町や事業者が一体となり、公共交通機関の利用促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町や交通事業者と共に利用促進案の検討を実施。

(イ) 地域公共交通維持確保事業（LRT システム整備事業）

【令和6年度実績・令和7年度内容】「広島都市圏 LRT 整備計画」に基づく広域的な鉄道路線への低床式路面電車の導入を促進。

(3) 物流の効率化等**ア 港湾物流の効率化** [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】臨海土地造成事業の推進。

イ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成（公共事業） [港湾漁港整備課]

港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指すため、港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた取組を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】港湾脱炭素化推進計画の策定。

(4) 低公害車等の導入拡大**ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業** [環境政策課]

令和4年4月から、広島県立広島産業会館（広島市南区）に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用した EV を県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】EV シェアリングステーションの実証事業により、課題等の検証及び情報発信を実施。

イ EV バス導入支援 [公共交通政策課]

交通事業者が導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和6年度実績】導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有。

(5) エコドライブ⁹等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和7年度）。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [公共交通政策課]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、デジタル運行記録の導入及びその解析結果をもとにしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和7年度についても、継続した支援を実施。

(6) 県自らの電動車の率先導入

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P119）

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （民生（家庭））	万 t-CO ₂	579 （H25）	389 （R3）	344 （R7）	422	107.8%	目標どおり達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 （H25）	21,188 （R3）	19,474 （R7）	20,886	98.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和6年度は、低炭素建築物の認定件数183件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

9 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるにすることが挙げられる。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和6年度は、省エネ基準適合義務付け建物に係る届け出件数462件、性能向上計画認定建築物の申請件数46件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課]

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和6年度実績・令和7年度内容】断熱リフォームのメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施。令和7年度も引き続き、断熱改修の推進を図るためのセミナー等を実施。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,672団体が登録(令和7年3月末時点)。令和6年度からは、該当ホームページを刷新する等し、引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進(環境保全活動支援事業)[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。
＜レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数＞

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
削減レジ袋(万枚)	22,304	18,969	16,462	19,348	15,253	12,558
辞退率(%)	86.4	86.6	85.5	85.1	84.8	85.2
参加店舗数	317	332	332	299	271	223

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P104)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）〔環境政策課〕

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹⁰（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会¹¹（15市町21団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催〔環境政策課〕

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は7月24日（水）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催、令和7年度は同所にて7月23日（水）に開催。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進〔環境政策課〕

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹²会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア¹³の推進〔環境政策課〕

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【令和6年度実績】夏季は、参加協力施設を募ってクールシェアを実施し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促す「冬の光熱費節約チャレンジ」を実施。

【令和7年度内容】夏季は7月1日から9月30日までの間、県内の公共施設や商業施設を募って実施。冬季は家庭での省エネ行動の実践を促す「冬の光熱費節約チャレンジ」を実施。

＜ひろしまクールシェア参加施設数＞

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2～ R4	R5	R6
参加公共施設数	196	137	165	209	239	245	267	—	128	145
参加商業施設数	215	244	354	413	448	444	839	—	774	1,428

※令和2年～令和4年度は新型コロナウイルスの影響によりクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は未掲載。

エ 長期優良住宅¹⁴の普及促進〔住宅課〕

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度の県内長期優良住宅の認定戸数は、2,774戸。令和7年度も長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

10 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

11 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

12 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

13 クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

14 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 【環境政策課】

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、家庭での省エネに対してライフスタイルに応じたアドバイスをを行う「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、令和3年4月に環境省が運用開始した「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を促進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断 WEB サービス」の受診促進。

＜「うちエコ診断」受診世帯数＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
「うちエコ診断」受診世帯数	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333	5,689	9,563

カ 省エネ機器導入支援事業 【環境政策課】

家庭における消費電力の1～2割を占めている照明器具のLED化を促進する取組みとして、対象店舗でLED照明器具を購入した県内在住者を対象に、購入経費に対してポイント等を交付する「ひろしまLED照明器具購入応援」キャンペーンを実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、約2万3千件の申請があり、約3万台を超える買い換えに繋がった。令和7年度は、対象品目にエアコン、電気冷蔵庫を追加し、「うちエコ診断 WEB サービス」を受診した者へのポイント付与に改め、6月5日より、キャンペーンを実施。

5 廃棄物部門対策**【成果指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （廃棄物）	万t-CO ₂	45 （H25）	42 （R3）	34 （R7）	38	89.5%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
二酸化炭素排出量 （廃棄物）	主な排出源である廃プラスチック類の焼却量について、減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばい状態となっている。	各種リサイクル法等について県民等へ周知を行うとともに、リサイクル関係施設の整備や技術開発への助成等を実施し、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進する。

【取組状況】**（1）廃棄物の排出抑制及びリサイクル等の推進**

※ 関連事業：排出抑制及び減量化（P33）、一般廃棄物のリサイクルの推進（P33）、各種リサイクル法の推進（P33）、食品廃棄物削減等対策（P35）、発生抑制及び減量化（P36）、産業廃棄物のリサイクルの推進（P36）、産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進（P37）

2 その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状と課題】

(1) フロン類¹⁵対策の推進

オゾン層¹⁶は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	167 (H25)	200 (R3)	117 (R7)	134	50.7%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 【環境保全課】

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は67者を新規に登録し、年度末での登録業者数は946者。164件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P34）、自動車リサイクル法の推進（P36）

15 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

16 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取（FIT）制度¹⁷等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和5年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,875千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,875 （R5）	1,669 （R7）	1,566	119.7%	目標どおり達成
環境政策課	バイオマス発電設備導入量		128	280 （R5）	128 （R7）	128	218.8%	目標以上達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入量		68	72 （R5）	68 （R7）	68	105.9%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、中小企業における省エネ設備等の普及啓発・導入支援等を実施。令和7年度は、引き続き、自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電等の再エネ導入に関する取組を実施。

<パネル容量、発電実績>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
パネル容量（Mw）	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績（千Kwh）	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818	11,815	11,691

17 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

＜創エネ・省エネ設備導入促進補助金＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助件数（件）	6	16	17	14	6	3	6	3
補助金額（千円）	29,480	63,784	77,335	63,733	25,686	13,088	25,536	17,343

＜温暖化対策活動促進補助金＞

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助件数（件）	25	24	12	27	21	16	16
補助金額（千円）	8,427	7,098	2,872	4,117	5,167	5,263	5,896

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和6年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：117千kWh

【令和7年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。

建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和6年度実績】県営熊野住宅5号館完成

県営引野住宅101号館完成

【令和7年度内容】県営鯉港住宅1期新築工事（R6～R8）

（2）小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

イ 水道施設マイクロ水力発電導入支援事業 [環境政策課]

マイクロ小水力発電の普及に向けて、採算性など導入ポテンシャルが見込まれる県内の水道施設について実際の導入に向けた標準仕様の作成など、市町等の事業化を支援します。

【令和6年度実績】浄水場や配水池などを対象に、落差、流量等のデータを元に絞り込んだ後、施設毎に投資効果等を試算。その後、工事費等の精査や送水の安全性確保など導入の実現可能性を確認する施設を検討。

【令和7年度内容】事業者（水力発電設備メーカー）へのサウンディング等により、導入の実現可能性をさらに精査するとともに、導入が見込める施設については、引き続き、発注に向けた標準仕様等の作成など、導入に向けた取組を支援。

(3) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：太田川流域下水道事業（P120）、芦田川流域下水道事業（P120）

(4) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組

ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

イ 課題解決型太陽光発電施設導入事業 [環境政策課]

自家消費型太陽光発電の普及に向け、休日の電力需要低下による余剰電力を蓄電池により活用する等、導入における課題を解決するモデル事業への支援を実施します。

【令和6年度実績】休日等の電力需要低下時に生じる余剰電力を活用するモデルなど、3件の事業に対し支援。

【令和7年度内容】モデル事業の成果を検証し、事例展開による普及を図るとともに、新たな課題解決を目指すモデルについても支援。

(5) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（再掲） [自動車・新産業課]（P8）

第3節 カーボンサイクルの推進

1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル¹⁸を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点において、研究開発が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境・エネルギー課	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5 （R2）	12	基準年度値 より増加 （R7）	5	240.0%	目標以上 達成
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 （R2）	2	基準年度値 より増加 （R7）	1	200.0%	目標以上 達成

18 CCS・CCU：Carbon dioxide Capture and Storage、Carbon dioxide Capture and Utilization の略称で、分離した二酸化炭素（CO₂）を貯留（Storage）、再利用（Utilization）する考え方。

カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

【取組状況】**(1) 広島型カーボンサイクル¹⁹の推進****ア 環境・エネルギー産業集積促進事業〔環境・エネルギー産業課〕**

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。(令和7年4月には第二版として改定)

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取り組みを始めています。

イ 海洋プラスチック対策〔環境保全課〕

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策とあわせて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策(P77)

ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル部会(P7)

(2) カーボンニュートラルポート(CNP)の形成(公共事業)(再掲)〔港湾漁港整備課〕(P11)**2 森林吸収源対策の推進****【現状と課題】**

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる617千ha(令和6年10月現在)で、そのうち民有林面積は568千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

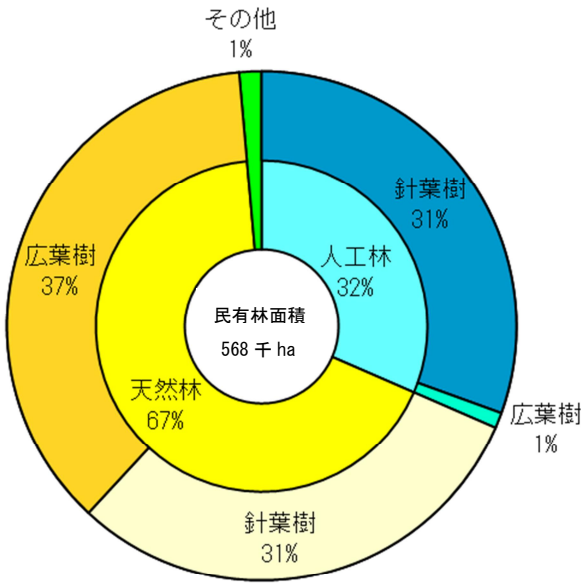
しかしながら、林業事業体による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がいまだに存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地²⁰持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

19 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素(CO₂)を炭素資源(カーボン)と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

20 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」(R6.10)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
森林保 全課	手入れ不足人工林 の間伐面積	ha	617 （R1）	878	1,050 （R7）	978	89.8%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
手入れ不足人工林 の間伐面積	不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるほか、小規模分散の所有形態の人工林が未施業地として多く残っているため、境界確定や事業同意の取得が年々困難になってきていることから、目標を下回った。	市町等に対し、森林所有者の特定や小規模事業地の取りまとめに要する経費を助成する事業推進費の活用を促すとともに、事業を活用できる森林の要件等について周知徹底を図り、新規事業箇所の掘り起こしを行う。

【取組状況】

（1）森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和6年度実績】間伐（215ha）、林内路網整備（55,055m）
低コスト再造林（0.20ha）

【令和7年度内容】間伐（165ha）、林内路網整備（31,345m）

（造林事業（育成林整備事業））

【令和6年度実績】森林整備面積：1,605ha

【令和7年度内容】森林整備面積：1,388ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源^{かん}涵養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和6年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（558ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（152ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビニュース、テレビCM、WEB広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和7年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

<県産材製品消費量>

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県産材製品消費量（m ³ ）	19,139	20,601	23,980	25,936	25,287	24,094	25,772

エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内人工林における伐採収穫後の再生林を促進するため、短期間で成長し、高強度で建築材等への多様な利用が可能な早生樹「コウヨウザン」の造林技術の確立を目指し、試験研究に取り組んでいます（令和4年度～6年度）。

(2) 保安林²¹等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²²等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は自然保護協力奨励金として1,075件、2,700千円、立木損失補償金として257件、14,481千円を交付。令和7年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源^{かん}涵養、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和6年度実績】61件、330haの森林を保安林に指定。21件、5haの保安林の指定を解除。

【令和7年度内容】45件を指定見込み。

ウ 治山事業（保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

²¹ 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

²² 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

(3) カーボンオフセット²³・クレジットの取得**ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]**

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和6年度実績】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット76t-CO₂を販売。

【令和7年度内容】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

＜県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却＞

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
取得 (t CO ₂)	—	—	325	—	—	—
売却 (t CO ₂)	125	112	100	177	142	76

²³ カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

政府の地球温暖化対策計画やGX ビジョンなどの動き

政府において、令和7年2月に、「地球温暖化対策計画」、「GX2040 ビジョン」、「エネルギー基本計画」が同時に閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが定められました。

また、その削減目標と整合的な形で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組んでいくため、目指すGX産業構造や成長志向型カーボンプライシング構想等の方向性を示した「GX2040 ビジョン」、太陽光等の再生可能エネルギーの割合を大幅に増加させる等、エネルギー政策の基本的方向性を示した「エネルギー基本計画」が策定されました。

なかでも、今回のコラムでは、成長志向型カーボンプライシング構想について説明します。

「カーボンプライシング」とは

企業などの排出するCO₂（カーボン）に価格をつけ、排出者の行動変化を促す政策手法です。「排出量取引制度」、「炭素に対する賦課金」などのほか、法律による規制なども含まれます。

政府では「成長志向型」とある通り、規制に加え、先行投資支援を組み合わせ、企業などがGXに積極的に取り組む土壌をつくり、排出削減と産業競争力強化・経済成長の両立を目指しています。

□排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）

一定規模以上のCO₂を排出する企業に対して、企業ごとのCO₂排出量に「枠」を設け、その排出枠の過不足を企業間で取引する制度。

□炭素に対する賦課金（2028年度～）

化石燃料の輸入事業者等を対象に、化石燃料に由来するCO₂排出量に応じた賦課金を導入。

□GX経済移行債を活用した先行投資支援（2022年度～）

政府が20兆円規模のGX経済移行債を発行し、GXのための先行投資の支援を実施。

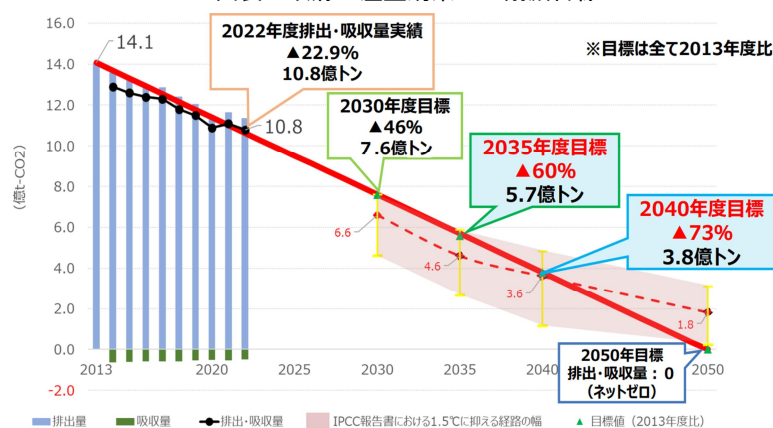
〈主な支援〉くらしGX：家庭の断熱窓改修、高効率給湯器導入など

中小企業：中小企業等の省エネ支援

「カーボンプライシング」は、企業や県民の皆様へ直接的・間接的に影響します

排出量取引制度により、CO₂排出量が多い企業は、支援も活用し、脱炭素投資や排出削減に向けた一層の取組が必要となります。また、賦課金の負担はガソリン代や電気代等に転嫁され、結果として、社会全体で薄く広くコストを負担することになるため、県民、事業者や団体などの皆様、連携して削減に取り組んでいくことが求められます。身近なところから、温暖化対策に取り組んでいきましょう。

図表 政府の温室効果ガス削減目標



第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

平均気温 測定局	1915-1919 年	1980-1984 年		2020-2024 年	
			(増減)		(増減)
広島	14.8	14.8	0.0	17.4	2.6
呉	15.2	15.2	0.0	17.3	2.1
福山	—	14.3	—	17.0	2.7
東広島	—	12.7	—	14.5	1.8
三次	—	12.5	—	14.4	1.9

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と令和2（2020）年～令和6（2024）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均2.2℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠障害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		

「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成 27（2015）年 3 月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における 7 つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	18.2 (R3)	10.9 (R6)	基準年度値 より増加 (R7)	18.2	59.9%	未達成
みんな で減災 推進課	避難の準備行動が できている人の割合	%	13.6※2 (R1)	15.7※3 (R6)	50 (R7)	44※1	35.7%	未達成
河川課	河川氾濫により床上 浸水が想定される家屋数※4	戸	約 18,000 (R2)	約 16,750 (R6)	約 16,700 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5
砂防課	土砂災害から保全 される家屋数	戸	約 116,000 (R2)	約 131,000 (R6)	約 129,000 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる 5 つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※3 ※2 に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※4 河川毎に計画規模（年超過確率 1/10～1/100）の洪水を想定

※5 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げる KPI により管理している。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
気候変動適応策の認知度	県民意識調査の結果、男女ともに 30～40 代の認知度が他年代と比較して低いことによるもの。	セミナー等の開催や広報誌の発行等により、気候変動適応策の普及・啓発に取り組む。
避難の準備行動ができている人の割合	「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の個別指標のうち、「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低いことによるもの。	小学校等への出前講座や LINE 版マイ・タイムラインの普及促進などに取り組む。

【取組状況】

(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 地球温暖化防止計画の推進 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】

項 目	令和6年度実績	令和7年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(71名参加)、県内研究機関等の意見交換会を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信を行っている。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、地域気候変動に関する意見交換会の開催及び情報の収集、発信を行う。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】

項 目	令和6年度実績	令和7年度内容
農業DXの深化による環境制御技術の支援高度化と水平展開	園芸施設内の環境を作物にとって最適化し、夏季の酷暑下でも生産性が向上する「デジタル環境制御技術」の現場実装を進めるとともに、技術の習熟度を向上させる支援ツールを開発した。	「環境制御技術」の現場実装を継続し、技術の習熟度を向上させる支援ツールの本格運用を開始する。

(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進

ア 農業分野

収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種の検討などを行います。

また、水稻のうち、うるち米については、高温耐性品種「恋の予感」及び「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒45号」(商標名「萌えいぶき」)をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組みます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが予期しない強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による収穫優先マップの作成・普及に取り組んでおり、病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施しています。

イ 自然生態系分野

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続し、外来生物²⁴等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

²⁴ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、蚊が媒介するデング熱について、SNS等の活用による注意喚起を実施しています。

また、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報²⁵の発表や市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）²⁶、熱中症対策普及団体²⁷の指定等が制度化されました。

オ 県民生活・都市生活分野

都市における熱ストレス、睡眠障害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

²⁵ 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

²⁶ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：危険な暑さから避難できる場所として、熱中症特別警戒情報の発表期間中、一般に開放される、市町長が指定した施設のこと。

²⁷ 熱中症対策普及団体：熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を、市町長が「熱中症対策普及団体」として指定できる制度。

気候変動への適応の取組 ～暑さ指数で熱中症に備える～

天気予報などで目にする「暑さ指数（WBGT）」は熱中症の危険度を判断できる指標です。暑さ指数は、広島県内 18 地点で観測されており、上記地点のどこかで翌日・当日の日最高暑さ指数が 33 に達すると予測された場合には熱中症警戒アラートが発表されます。また、28 を超えると熱中症患者数が著しく増加することがわかっています。

暑さ指数による指針としては、日本気象学会から「日常生活における熱中症予防指針」（表）、日本スポーツ協会から「熱中症予防運動指針」が示されています。これらの指針を参考にして、熱中症に気を付けて日常生活を送りましょう。

暑さ指数（WBGT）の算出式

①屋外 暑さ指数 = $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

②屋内 暑さ指数 = $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

※暑さ指数、湿球温度、黒球温度、乾球温度の単位は、摂氏度（℃）

表 日常生活における熱中症予防指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」より改編
（出典：気候変動適応情報プラットフォーム）

図は、広島県内における熱中症による救急搬送者数と暑さ指数が 28 を超えた日数（広島市中区）です。近年、どちらも増加傾向であり、令和 6 年の熱中症による救急搬送者数は 2,500 人を超えました。なお、平成 30 年は豪雨災害が発生した 7 月に多数の救急搬送者が発生しており、災害時には平常時以上に注意が必要であることが分かります。

天気予報などで示される暑さ指数は代表地点の値です。暑さ指数は、場所や日差しの有無などによって変化します。こまめな水分補給、エアコンの使用に加え、携帯型の暑さ指数計を利用して活動の強度や場所を変更するなどの工夫をして、「防げる災害」である熱中症に備えましょう。

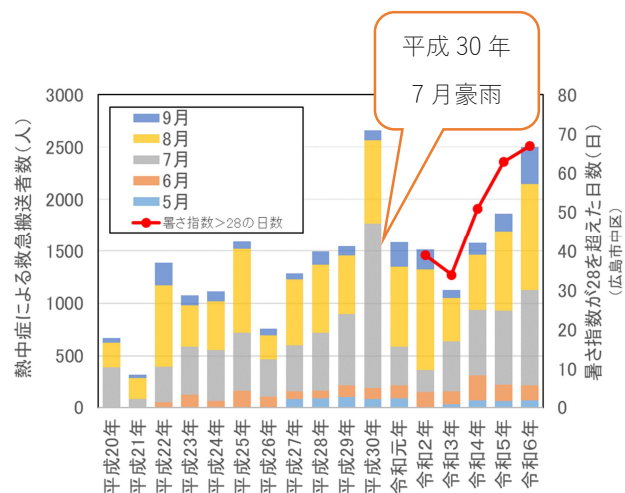


図 広島県内における熱中症による救急搬送者
（消防庁のデータをひろしま気候変動適応センターで集計）